国鉄当局の損害請求のねらいは

五分会（四山）　宮崎　勝

手記

一九七五年暮れの、公労協の八日間にわたる歴史的な「スト権スト」にたいして、国鉄当局は「国鉄労組のストライキで莫大な損害をこうむった」として国労・動労を相手取り、「約二百二億円の損害額を支払え」、という裁判を起こしました。

もちろん国労と動労はこれに反対して、こんにちも闘争を続けております。

損害請求攻撃のねらいは？

国鉄当局の、今回の損害賠償請求裁判による攻撃のねらいは、たんに、国労と動労を少しおとなしくさせる、といったみせしめなどではありません。両労組が、今後ストライキをやれないようにすることによって、組織そのものを破壊してしまおうとすることをねらっているものです。

この攻撃はさらに、国労や動労などの官公労だけでなく、明らかに民間の労働組合さえストがやれないようにしよう、とのたくらみもかくされており、労働運動そのものへの挑戦ともなっています。

この裁判のもつねらいが、ただ金額を云々いうことよりも、労働組合のストライキに対して、損害賠償請求の裁判を起こすことを正当化しようとしている以上、請求金額を幾らかまけてもらっての和解などあり得ないことであり、全面勝利まで闘うしかありません。

そしてこの闘いは、裁判闘争だけで、攻撃をはね返すなどおよそ困難だし、当の国労・動労がまずねばり強い闘いを組織することはもちろんですが、民間の労働者・組合を含めて全体の闘いに発展させることが、重要だと思います。

先輩の尊い犠牲による権利

憲法の第二十八条には、「勤労者の団結する権利、及び団体交渉その他の団体行動をする権利はこれを保障する」と規定されています。これはふつう「労働三権」といわれ、労働者にとっての基本的権利です。

特に八時間労働時間制については、アメリカの、闘争指導責任者四人が死刑になるほどの激しい闘いの末勝ち取った権利です。

私たちは、国鉄当局が官公労働者の上に加えてきた、裁判による二百二億円損害賠償請求攻撃を契機に、先輩たちの苦しい闘いのなかで勝ち取ってきた尊い権利が、自分たちの職場で奪い返されてはいないかを見直し、決意を新たにして、権利闘争に取り組んでいかねばならない、と思います。

強力な支援闘争体制築こう

さて、私たちの職場環境は今のままでよいのか。労働災害は、職業病は、熱中症は、一時間休憩時間は、強制残業は……などなど、今一度職場の現実をつきつめ、そして職場から権利闘争を起こし、特に労働者の生存権であるストライキ権を奪う国鉄当局の損害賠償請求攻撃を自分たちの問題としてとらえ、そして断固としてこれをはね返すための連帯行動を強めるべきだと思います。三池労組としても、〝二百二億円損害賠償請求撤回共闘会議〟などを発足させ、強力な支援闘争体制を構築することが必要ではないでしょうか。

また、この団結権・団体交渉権・ストライキ権は、ぽっかりと出てきたものではありません。それればかりでなく今日の八時間労働制も、生理休暇や年次休暇、一時間休憩など、すべてはわれわれの先輩たちが、妻や子どもたちとミズサカズキを汲み交わし、どんな虐待にも投獄にもまげず闘い取ってきた尊い権利であります。

強めよう連帯と支援

奪われてはならぬスト権

下は国鉄労組の機関紙。国民の足を守るために闘う気組がある。

賃上げはどこへ？

ある払採炭員の賃金推移が語る事実

××××××××××××××××

◎ 三池炭鉱の賃金推移の実態

（一払採炭員の、各年1月分の実績から）

年度	平均日給額	1日1人当たり平均出炭	固定給額
52年	9,179円	47.5トン	2,044円
53〃	8,900〃	38.0〃	2,231〃
54〃	9,081〃	?	2,298〃
55〃	8,803〃	39.1〃	2,358〃
56〃	9,303〃	37.9〃	2,488〃

（注）固定給は、平均日給額のなかに含まれ、これは毎日同じ。残りが出来高給（請負）による部分で、これが大幅に占めているところに注目しよう。

上がっていない賃上げ

ある日、「この事実をぜひ見てくれんナ」とある払採炭員（三池労組員）が組合本部にやってきたが、見れば上の賃金の推移表であった。

「春闘前の一月分の賃金（日給）の比較ばん。見てくれんの、俺の賃金は、五年前も今もいっちょん変わらんよ。ちいっとずつでも毎年、賃上げはやられよるが、その賃上げ分はどこへいってしまうもんか、俺の賃金はこの通り幾らも変わらんよ」

賃上げでない賃上げだ

表は、その年その年の一月ちゅうの平均日給額を示しているが、五十二年一月の平均日給額が九千百七十九円で、ついに十五日にもらったばかりの一月分のそれが九千三百三円。彼の日給は、なんと五カ年かかってやっと百二十四円上がったわけだ。ひどいのは昨年一月など、逆に前年のそれを大きく下まわって八千八百三円。あきれてものがいえぬ。

彼の固定給（これは、毎日動かぬ）は、今二千四百八十八円。だから残りの六千七百十五円は、俗にいう出来高払（請負給）となる。つまり職制のサジ加減が、まるで手品を思わせるこの結果にしたわけである。

払採炭員の彼の今年一月分の賃金は、月額（総稼ぎ）で二十六万三千二百六十六円。これが、真っ暗な地底で働き続け、年齢五十三歳、勤続三十五年というベテラン払採炭員の賃金とは恐れいる。

「賃上げは5万円！」、にじみ出た生活苦

真実伝えるアンケート

三池労組は春闘に立ち上がるためにも、アンケートによる調査をおこなった。

アンケートには、三池新労組員から特に協力を得ることができ、三池労組では心から感謝している。

今生活上一番大切なことは

アンケートの結果、今何が一番大切な問題かといえば、「持家制度を改善し、会社が占有している土地を、従業員に安く払い下げてもらいたい」、ということを、百五十六人（二三・六％）の労働者が答えている。

次が、「電気料金は社宅、自家を問わず百キロワットまで無料とし、制限量以上は安くしてもらいたい」（百三十人、一八・八％）ということだった。以下「定着奨励金は額上げを行い、全員に支給せよ」（百十七人、一七％）、「住宅資金貸付は定年退職前三カ年とし、退職金の半額までとせよ」（百三人、一四・九％）、「住宅手当を大幅に引き上げよ」（九十七人、一四・一％）などが続いている。

家庭では？

家庭生活のなかで、次に切実な問題は、の問いに対しては――

「老後の生活のそなえ」（百六十七人、二四・一％）、「住宅の購入」（百四十八人、二一・四％）、「食生活」（百二十一人、一七・五％）、「子どもの教育」（百十五人、一六・六％）、「医療費」（七十六人、一一％）などとなっている。

賃上げは五万円くらいを

賃上げ要求についての率直な気持を問うたのに対する答え――

「五万円」（百人、二七・八％）、「三万円」（七十六人、二一・四％）、「二万円」（四十六人、一二・八％）、「四万円」（四十五人、一二・五％）、「三万五千円」（四十一人、一二・四％）、「二万五千円」（三十六人一〇％）、「四万五千円」と「一万五千円」が同数の八人で二・二％となっている。三池炭鉱に働く労働者の生活の苦しさがにじみ出ている。

アンケート結果を伝えた十三日発行の本紙号外は、だからいっている――

「三池炭鉱に働く仲間が心を溶け合わせ、組織の違いを乗りこえて頑張ろう」と。

こうして集まつて話し合えば、炭鉱労仂者の暮らしの厳しさが…。

記事訂正とおわび

本紙前号のこのページの記事「金の有る無しで――、命が左右されては」（S子さんの手記）のなかで、二カ所に誤りがあることがわかりました。

一つは、「原文」の初めから四行目で、「血沈七四〇R2プラス」とあるのを「血沈七四〇RZ……」と、また同「原文」の三段目の初めから二行目、「私はこの間ミンチ……」とあるのを「…この間シンチ……」と、それぞれ訂正しておわびいたします。関係者・読者にご迷惑をかけ、すみませんでした。

――編集部